

18海整第410号  
平成18年7月24日

管内 各事業(務)所長 殿

東海農政局整備部長

#### 低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について

このことについて、地方農政局発注の工事において低入札価格調査対象工事(以下、「低入札工事」という。)の増加が見受けられ、品質確保への支障、安全対策の不徹底、下請けへのしわ寄せ等が懸念されることから、先般、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について(平成18年4月25日付け 18農振第177号 農村振興局整備部長名)」により、対策を実施しているところである。

しかしながら、平成18年度においても低入札価格調査対象工事が発生しているため、別紙のとおり対策の追加を試行することとしたので、適切な対応をお願いする。

なお、各事業(務)所で制定する平成18年度公募型指名競争入札方式技術審査基準の改正もあわせてお願いする。

## 低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行

### 1. 対象

平成18年7月24日以降発注手続を開始した工事で低入札価格調査対象工事(以下、「対象工事」という。)

なお、発注手続開始日は次のとおりとする。

- 一般競争入札:入札公告日
- 公募型指名競争入札:技術資料提出依頼揭示日
- 従来型指名競争入札:指名通知日

### 2. 対策

- (1)対象工事については工事の品質確保、安全対策の徹底、下請へのしわ寄せが懸念されることから、先般、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について(平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名)」により、対策を実施しているところである。ついては、次の～段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ(2)及び(3)に示す対策を講ずることとする。

施工確認段階

施工体制点検段階

下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階

なお、監督職員が文書により指示した事項について疑義がある場合、現場代理人はその内容について監督職員へ書面により説明を求める事ができるとし、監督職員はこれに応じなければならない。

- (2)(1)に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において東海農政局管内の他の新規工事における応募時の評価点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

当該企業の総合評価方式による加算点を50%減ずる。

(公募型指名競争入札等の場合)

当該企業の工事成績に係る評定点を0点とする。

- (3)(1)に示す文書指示の回数が2回に達した場合、東海農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した東海農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

- (4)当該対象工事の工事成績が6.5点未満の場合、評定通知日から1年間、2の(2)と同様の措置を講ずる。

### 3. 実施上の留意点

- (1)2の(2)～(4)の対策を試行するに当たっては、入札公告等及び契約図書において、当該対策を実施する旨を明記するものとする。